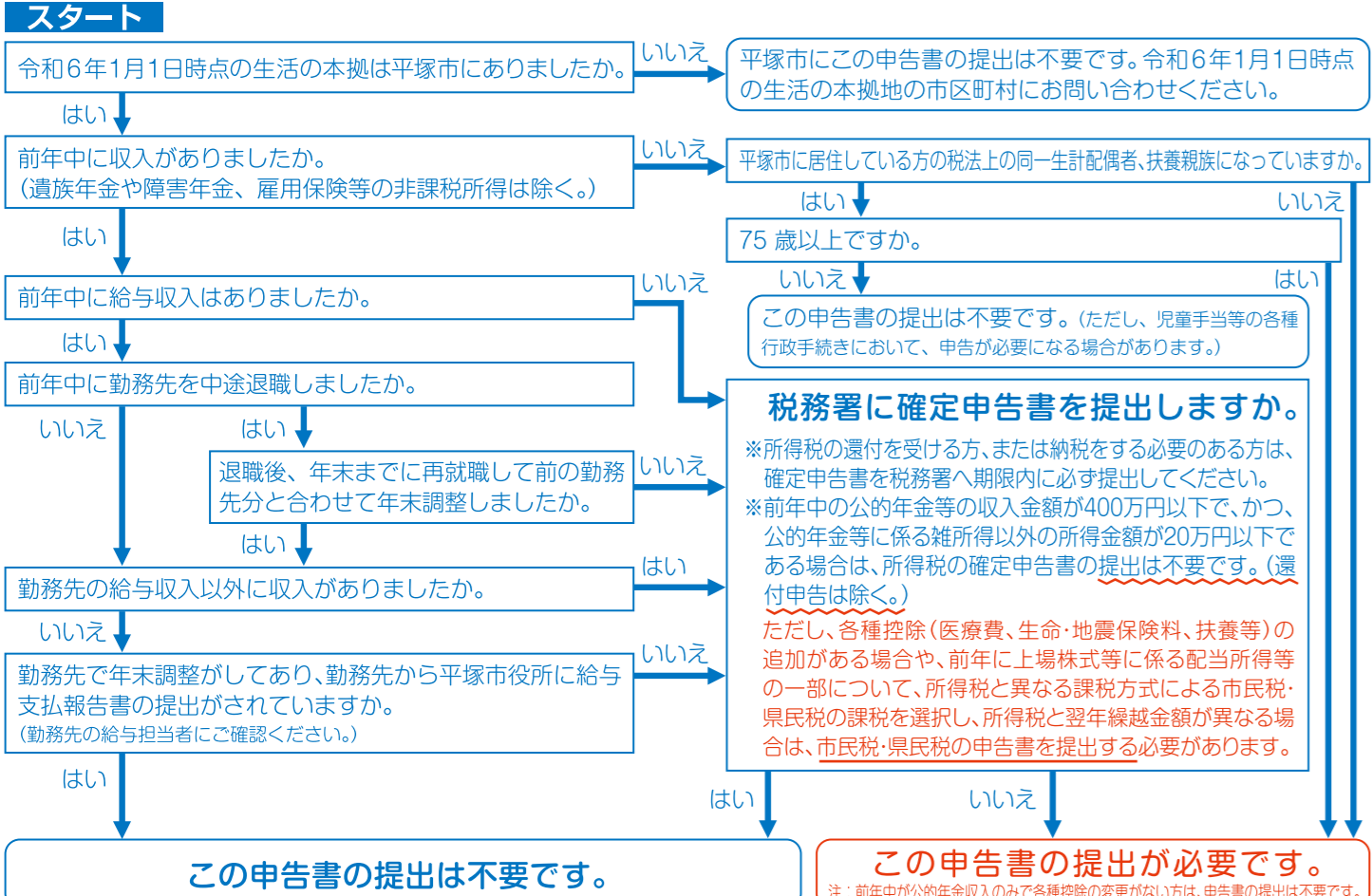


令和6年度 市民税・県民税申告の手引き 平塚市

申告書は、**1月24日(水)から3月15日(金)**までに提出してください。

この申告書は、あなたの前年(令和5年1月1日～12月31日)中の収入・所得金額等を申告していただくものです。提出していただく申告書等を基に令和6年度の市民税・県民税を計算いたします。この申告書は、市民税・県民税の基礎資料となるほか、国民健康保険税・介護保険料・障害年金・保育料・児童手当等の算定資料にもなりますので、**次のフローチャートに従って、申告書を提出してください。**

- 申告がない場合、各種の申請に必要な証明書(課税証明書等)が発行できないことがあります。
- 申告が遅れた場合、税額決定が遅くなる場合があります。また、同じ税額を少ない回数で納めていただくこととなり、一度に支払う負担が大きくなる場合があります。



※申告内容により、これまで市民税・県民税申告であった方も所得税の確定申告をすることがあります。

○市民税・県民税申告書は、郵送にて提出することもできます。郵送の場合についても必要事項を記入し、**「本人確認書類の写し、各種収入や控除を追加する場合に必要な書類(詳細は次ページ以降をご確認ください)」を添付して市民税課までお送りください。**申告書の控えが必要な方は、返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。

提出先……〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市役所 市民税課個人市民税担当

■申告受付場所


場 所	時 間
市役所本館 2F 市民税課窓口(215窓口)	8時30分～17時00分

☆市役所本館1F多目的スペースで行われている平塚税務署主催の確定申告受付相談会場とお間違えの無いよう御注意ください。

☆駐車場及び周辺道路は大変混雑しますので、来庁の際は公共交通機関を御利用ください。

※この手引きは令和5年11月現在の法令等に基づいて作成しております。税制改正等により内容が変わる場合がありますので、御了承ください。

問 平塚市役所 市民税課個人市民税担当 電話 0463(23)1111(代)
<https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/shizei/kojin.html>



収入・所得金額 △は添付又は提示が必要な書類

種 類	内 容
①営業業	製造業、販売業、飲食業、建設業、サービス業、外交員、医師、作家、俳優などの事業による所得です。 <small>△決算書又は収支内訳書</small>
②農業	農産物の生産、家畜の飼育などによる所得です。 <small>△決算書又は収支内訳書</small>
③不動産	家賃、駐車場、土地や家屋の権利などによる所得です。 <small>△決算書又は収支内訳書</small>
④利子	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託の収益の配分などによる所得です。 (源泉分離課税は除く)
⑤配当	株式や出資金などの配当、証券投資信託の配分金などによる所得です。 給与、賞金、賞などによる所得です。(パート・アルバイト含む) <small>△源泉徴収票、雇用主の支払証明書など収入がわかる証明書</small>
⑥給与	給与、賞金、賞などによる所得です。(パート・アルバイト含む) <small>△源泉徴収票、雇用主の支払証明書など収入がわかる証明書</small>
⑦公的年金等	厚生年金、国民年金、恩給などによる所得です。(遺族年金や障害年金は除く) <small>△源泉徴収票</small>
⑧業務	副業に係るものうち営利を目的とした継続的な事業によらない原稿料、講演料、印税、シェアリングエコノミーなどによる所得です。 業務に係る雑所得＝収入金額－必要経費 <small>△支払調書など、収入と経費がわかるもの</small>
⑨その他	生命保険契約等に基づく年金等、⑦の公的年金等に係る雑所得及び⑧業務に係る雑所得以外の雑所得です。 その他の雑所得＝収入金額－必要経費 <small>△支払調書など、収入と経費がわかるもの</small>
⑩総合譲渡	土地、建物等以外の資産(機械、車両、会員権など)の譲渡による所得です。 ※「短期」…資産の所有期間が5年以内のもの <small>△譲渡所得の内訳書</small> 「長期」…資産の所有期間が5年を超えるもの
⑪一時	生命保険の満期返戻金、賞金、懸賞の当選金品、競馬・競輪の払込みなどによる所得です。 ○⑩総合譲渡・一時を申告する場合は、申告書裏面「⑩総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項」に記載してください。
分離課税	株式等の譲渡 株式などの有価証券の譲渡による所得です。 申告分離課税を選択した上場株式等の配当等による所得です。 ※申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。 先物取引 商品先物取引による所得です。 山林 山林を伐採又は立木のまま譲渡したことによる所得です。 退職 退職に際し、勤務先から受け取る退職金、一時恩給などによる所得です。 (源泉徴収された退職所得は申告する必要はありません。)

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除については、申告書裏面に記載してください。

申告書の書き方

令和6年度 市民税・県民税 申告書

提出先 浅間町9番1号 ハイツ平塚102

種 類	収入金額	所得金額
事業業		
農業		
不動産	190000	40000
利子		
配当		
給与	720123	70123
公的年金等	3567800	2400850
業務		
その他	550000	70000
総合譲渡		
短期		
長期		
一時		
所得合計(①から⑩までの計算⑩+⑪)		2580973

所得税の控除額を記入してください。ただし、税額計算は市県民税控除額を適用します。

種 類	控 除 額
雑損控除	156,800
医療費控除	23,400
社会保険料控除	123,000
小規模企業共済等掛金控除	56,800
生命保険料控除	141,200
地震保険料控除	25,200
障害者控除	0,000
引	
配偶者控除	480,000
配偶者特別控除	0,000
控除対象扶養親族及び基礎控除	860,000
所得控除合計	2,500,400

※申告書裏面に税額控除、分離所得、別居の扶養に関する事項等の記載欄があります。該当する事項がないか御確認ください。

■事業(営業等・農業)、不動産所得

○専従者控除
 生計を一にする親族(15歳未満の方や配偶者控除、扶養控除を受ける方を除く)が、1年のうち6ヶ月を超える期間を事業に専ら従事している場合、次の金額のうち少ない方の金額を控除できます。
 ①事業所得(不動産所得)÷(事業専従者の人数+1) ②配偶者 86万円 その他の親族 50万円

○必要経費(申告書裏面)
 必要経費 収入を得るために要した費用です。仕入金額、給与賞金、地代家賃、租税公課(所得税、住民税などは除く)、通信費、修繕費、減価償却費、借入金の利子などがあります。
 ※事業所得、不動産所得については、原則税務署にて確定申告していただく必要があります。

■給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る市・県民税の納税方法
 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の)の所得がある場合に、その所得に係る市民税・県民税を給与から引く場合は、**「□給与から引き」に☑を、個人で納付する方は「□自分で納付」に☑をつけてください。**
 ※公的年金等に係る市民税・県民税がある方(令和6年4月1日において65歳以上の方は)、その分を給与から引くことはできません。

所得から差し引かれる金額 所得税の控除額(市民税・県民税控除額は裏面参照)

種 類	内 容																																				
⑤雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けたとき。 控除額=次の①、②のうち多い方の金額 ①(損失額-保険等の補てん額)-総所得金額等×10% ②損失の金額のうち災害関連支出の金額-5万円 <small>△領収書</small>																																				
⑦医療費控除	あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費。控除額=支払った医療費-保険等の補てん額-(総所得金額等×5%)(※1未満の端数切捨て)又は10万円の少ない方 <small>△計算明細書</small> ※医療費控除の特例を適用される方は、「□特別控除」に☑をつけてください。																																				
⑬社会保険料控除	あなたが支払った国民健康保険、国民年金、厚生年金、介護保険、雇用保険、農業者年金などの保険料。控除額=前年中に支払った社会保険料の金額 <small>△領収書又は証明書</small>																																				
⑭小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型又は個人型年金加入者掛金(DeCo)、心身障害者扶養共済制度の掛金。 控除額=前年中に支払った掛金の金額 <small>△領収書又は証明書</small>																																				
⑮生命保険料控除	あなたが支払ったあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料。 控除額=種類(一般生命・個人年金・介護医療)ごとに次の計算式で算出した合計額 ①新契約(一般生命・個人年金・介護医療) ②旧契約(一般生命・個人年金) <table border="1"> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控 除 額</th> <th>支払保険料</th> <th>控 除 額</th> </tr> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> <td>25,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+10,000円</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>80,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+20,000円</td> <td>100,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>40,000円(上限)</td> <td>100,000円超</td> <td>50,000円(上限)</td> </tr> </table>	支払保険料	控 除 額	支払保険料	控 除 額	20,000円以下	支払保険料の金額	25,000円以下	支払保険料の金額	40,000円以下	支払保険料×1/2+10,000円	50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円	80,000円以下	支払保険料×1/4+20,000円	100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円	80,000円超	40,000円(上限)	100,000円超	50,000円(上限)																
支払保険料	控 除 額	支払保険料	控 除 額																																		
20,000円以下	支払保険料の金額	25,000円以下	支払保険料の金額																																		
40,000円以下	支払保険料×1/2+10,000円	50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円																																		
80,000円以下	支払保険料×1/4+20,000円	100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円																																		
80,000円超	40,000円(上限)	100,000円超	50,000円(上限)																																		
※1円未満の端数切上げ	一般生命や個人年金で新旧契約の両方について適用を受ける場合の上限は40,000円となります。種類ごとに計算した合計の最高限度額は120,000円となります。 ※新契約は平成24年1月1日以降に締結したものとします。 <small>△証明書</small>																																				
⑯地震保険料控除	あなたが支払った地震等損害を対象とする損害保険のうち地震等損害部分の保険料又は掛金。 ※長期契約については、平成18年までに締結したものに限りです。 控除額=種類(地震・旧長期契約)ごとに次の計算式で算出した合計額 ①地震保険料 ②旧長期契約(保険期間が10年以上で満期返戻金あり) <table border="1"> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控 除 額</th> <th>支払保険料</th> <th>控 除 額</th> </tr> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> <td>10,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>50,000円(上限)</td> <td>20,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20,000円超</td> <td>15,000円(上限)</td> </tr> </table>	支払保険料	控 除 額	支払保険料	控 除 額	50,000円以下	支払保険料の金額	10,000円以下	支払保険料の金額	50,000円超	50,000円(上限)	20,000円以下	支払保険料×1/2+5,000円			20,000円超	15,000円(上限)																				
支払保険料	控 除 額	支払保険料	控 除 額																																		
50,000円以下	支払保険料の金額	10,000円以下	支払保険料の金額																																		
50,000円超	50,000円(上限)	20,000円以下	支払保険料×1/2+5,000円																																		
		20,000円超	15,000円(上限)																																		
※1円未満の端数切上げ	地震保険・旧長期契約の両方がある場合の合計の最高限度額は50,000円となります。 <small>△証明書</small>																																				
障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者、同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者であるとき。 控除額=障がい者 特別障がい者(身体1・2級、精神1級、療育A1・A2) 同居特別障がい者(特別障がい者で、同居している場合) <table border="1"> <tr> <th>障がい者</th> <th>控 除 額</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>27万円</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別</td> <td>75万円</td> </tr> </table>	障がい者	控 除 額	普通	27万円	特別	40万円	同居特別	75万円																												
障がい者	控 除 額																																				
普通	27万円																																				
特別	40万円																																				
同居特別	75万円																																				
寡婦・ひとり親控除	寡婦・①、②のいずれかに該当する方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方。 控除額=27万円 ※夫と死別した後に再婚していない方で、子以外の扶養親族のある方 控除額=27万円																																				
ひとり親控除	ひとり親-婚姻歴の有無や性別にかかわらず、前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子を持つ単身者で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方。 控除額=35万円 ※住民票の届出先に「夫(未婚)」(妻(未婚))の記載がある者(事実婚)は対象外																																				
勤労学生控除	あなたが学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下するとき。※学校には規定があります。 <small>△学生証の写し又は在学証明書</small>																																				
配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(内縁を除く)の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき。 <table border="1"> <tr> <th>納税者本人の合計所得金額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>S29.1.2以後生まれの配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>S29.1.1以前生まれの配偶者</td> <td>48万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>48万円</td> <td>16万円</td> </tr> </table>	納税者本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控 除 額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	S29.1.2以後生まれの配偶者	38万円	26万円	S29.1.1以前生まれの配偶者	48万円	32万円		48万円	16万円																					
納税者本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控 除 額																																			
900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																			
S29.1.2以後生まれの配偶者	38万円	26万円																																			
S29.1.1以前生まれの配偶者	48万円	32万円																																			
	48万円	16万円																																			
配偶者特別控除	※あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超かつ133万円以下のとき、「□同一生計配偶者」に☑をつけてください。 あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超で、 「□配偶者控除」を重複して控除することはできません。 <table border="1"> <tr> <th>配偶者の所得金額</th> <th>納税者本人の所得金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>900万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>36万円</td> <td>24万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table>	配偶者の所得金額	納税者本人の所得金額	控 除 額	48万円超 95万円以下	900万円以下	950万円超 1,000万円以下	95万円超 100万円以下	38万円	26万円	100万円超 105万円以下	36万円	24万円	105万円超 110万円以下	31万円	21万円	110万円超 115万円以下	26万円	18万円	115万円超 120万円以下	21万円	14万円	120万円超 125万円以下	16万円	11万円	125万円超 130万円以下	11万円	8万円	130万円超 133万円以下	6万円	4万円		3万円	2万円		2万円	1万円
配偶者の所得金額	納税者本人の所得金額	控 除 額																																			
48万円超 95万円以下	900万円以下	950万円超 1,000万円以下																																			
95万円超 100万円以下	38万円	26万円																																			
100万円超 105万円以下	36万円	24万円																																			
105万円超 110万円以下	31万円	21万円																																			
110万円超 115万円以下	26万円	18万円																																			
115万円超 120万円以下	21万円	14万円																																			
120万円超 125万円以下	16万円	11万円																																			
125万円超 130万円以下	11万円	8万円																																			
130万円超 133万円以下	6万円	4万円																																			
	3万円	2万円																																			
	2万円	1万円																																			
基礎控除	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき。 控除額=①特定扶養親族(平成13年1月2日以前生まれ) 63万円 ②老人扶養親族(昭和29年1月2日以前生まれ) 48万円 ③同居老親族(②のうち、同居している直系親族) 58万円 ④一般扶養親族(16歳以上で①～③以外の扶養親族) 38万円																																				
所得に応じて次のとおり控除されます。																																					
合計所得	2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下 2,500万円超																																				
控 除 額	48万円 32万円 16万円 適用無し																																				